



特定健康診査のご案内

関連ページはこちら

7月中旬に特定健康診査の受診券を発送いたします。詳しくは下記またはホームページをご覧ください。



なお、昨年度に引き続き新型コロナウイルス感染症の影響により、希望通りに特定健康診査を受診することができない場合があります。事前に、受診機関が診察を行っているか、また感染症対策を行っていることなどを確認したうえで、受診するかの判断を行ってください。



??  ?? → 



特定健康診査ってなに？ 健康診断の一種だよ！

健康診断の中でも、生活習慣病のリスクを判断することができる項目について検査するものを、特定健康診査と呼びます。対象者は、生活習慣病のリスクが高くなる40～74歳までの方です。健診の結果、リスクが高いと判断された方に、特定保健指導という生活習慣の改善プログラムを提供することも特徴の一つです。

??  ?? → 

どんなことをするの？ 基本的な内容の検査です！

上記のとおり、生活習慣病に関係がある項目についての検査を行います。具体的には、身体測定（身長・体重・腹囲・BMI）、血圧、血液検査、肝機能検査、尿検査、問診などを検査します。また、医師が必要と認めた際には追加で眼底検査や、心電図検査を行います。

??  ?? → 

どうやって受診するの？ 受診券を使ってね！

特定健康診査は、受診券を使えば無料で受けることができます。受診券は組合員の被扶養者のうち対象年齢の方あてにお送りしています。7月中旬を過ぎても届かない方は、福祉担当までご連絡ください。年度内に受診券を未使用のまま紛失した場合、再発行することも可能です。

血液検査のご案内

血液は、全身の細胞に栄養分や酸素を運搬し、二酸化炭素や老廃物を運び出す重要な媒介です。血液を検査することで、貧血、肝臓や腎臓の異常、高脂血症、糖尿病などの病気を見つけることができるかもしれません。



検査料は共済組合が
全額負担します！

- 申込期間…令和4年7月13日（水）～8月8日（月）
- 実施期間…令和4年12月～令和5年2月
- 受診者の決定…9月上旬に所属所長を通じてお知らせします。

申請ページQRコード



【オンライン申請ページ】

<https://www.e-hyogo.elg-front.jp/hyogo/uketsuke/form.do?acs=blood>

※人間ドックまたは若年者ドックの受診決定を受けていない組合員に限ります。

ただし、それらの取消し報告を提出した場合には受診対象者となります。

※詳しくは、各所属所に配付しています「令和4年度 保健福祉事業の実施要項」(p.16～17)をご覧ください。



お問合せ先
給付担当 (078) 362-3765

資格を喪失したら組合員証等は使用できません

組合員や被扶養者の資格喪失日以降は、**お持ちの組合員証や被扶養者証を絶対に使用しないでください。**

資格喪失後（遡って組合員や被扶養者の資格を喪失した場合を含む。）に使用されると、**共済組合の負担分（医療費の7割（8割）や附加給付金等）を一括で返還していただくことになります。**なお、返還した医療費については、新たに加入した健康保険にご自身で請求していただく必要があります。



お問合せ先
給付担当 (078) 362-3765

福祉医療費等助成制度の受給資格確認にご協力ください

毎年7月に、市町村等が実施している福祉医療費等助成制度の受給資格の確認をしています。

以下のケースに当てはまる場合は共済組合へ報告をお願いします。

- ・新たに助成を受けることになった場合*
- ・所得制限等により受けることができない場合
- ・すでに報告している助成が受けられなくなった場合
- ・すでに報告している助成の内容に変更があった場合



市町村からの
福祉医療費助成と
共済組合からの給付金との
重複支給を避けるために
報告が必要なんだね!

※報告が不要な方

福祉医療費等助成制度のうち、**兵庫県内に居住している方で、乳幼児・子ども医療費助成を兵庫県内の市町から受けている場合は報告不要です。**（兵庫県外の市町村から助成を受けている場合は報告が必要です。）

なお、詳しい調査内容については、所属所長あて公文書により依頼しますので、「受給者証」の写しの提出にご協力をお願いします。

正しい報告がないと、給付金が支給されなかったり、支給した給付金を返還していただかなければならないことがあります。

◎福祉医療費等助成制度とは

市町村等が、一定の条件を満たした方に、医療費の窓口負担の全額または一部を助成する制度です。福祉医療費等助成制度には、**乳幼児・子ども医療費助成、（重度）障害者医療費助成、母（父）子家庭等医療費助成、高齢期移行者医療費助成**などがあります。



お問合せ先
福祉担当 (078) 362-3763

バカンスクーポンの廃止について

バカンスクーポンについて、令和4年10月1日乗車分から廃止することとなりました。

制度の詳細については、各所属所に配付してある「令和4年度 保健福祉事業の実施要項」(P28)に記載の取扱旅行会社にお問い合わせください。



お問合せ先
経理担当 (078) 362-3897

口座確認について

共済組合から支給する給付金等（出産費・インフルエンザ予防接種助成等）が振り込めない事例がありますので、確認をお願いいたします。

共済組合への届出口座は、例年7月頃に所属所へ送付する「組合員・被扶養者基本台帳」で確認できます。

金融機関の変更は、「組合員に関する報告書」で報告してください。

○参考事例

- ・名義人相違、口座解約、支店の統廃合等

年度の途中で退職される方へ ～退職時の年金手続きをお願いします～



■年金の支給開始年齢に到達している方が退職するとき

「年金改定請求」の手続きが必要です。

- *すでに決定されている年金に退職までの期間を加算し年金額を改定するため
- *在職中に支給停止となっていた年金額を解除するため

【手続方法】

- ①必要書類の案内文書を送付しますので、所属の事務担当者から当支部年金班へ電話連絡をお願いします。
(必要書類は、生年月日等により異なります。)
- ②所属の事務担当者を通して、「年金改定請求」書類（および履歴書）を提出してください。

注意

支給停止となっていた年金額が解除され、本来の年金額での支給が開始されるまでには、必要書類を提出され
てから4か月程度かかります。

■年金の支給開始年齢に到達していない方が退職するとき

「退職届書」の手続きが必要です。

- *将来の年金請求に備え、公務員期間（組合員期間）を登録するため

【手続方法】

所属の事務担当者を通して、「退職届書」（および履歴書）を提出してください。
→登録が完了しましたら、公立学校共済組合本部から「年金待機者登録通知書」が届きますので、大切に保管してください。

3階部分の年金「年金払い退職給付」 ～「給付算定基礎額残高通知書」が届きます～

年金払い退職給付は、毎月の標準報酬月額および標準期末手当等の額に付与率と利息を累積した「給付算定基礎額」を基礎に年金額を決定します。

年金払い退職給付には、3つの種類があります。

- ☆退職年金は、原則65歳から半分は終身年金、半分は有期年金として支給されます。
- ☆公務障害年金は、障害の状態になったときに、障害の状態である間支給されます。
- ☆公務遺族年金は、公務による傷病(通勤災害を除く)により亡くなられたときに、遺族に支給されます。

■年金払い退職給付の 給付算定基礎額残高 通知書

毎年7月下旬に、年金払い退職給付の「給付算定基礎額」残高に関する情報をお知らせするため、組合員および年金待機者に「年金払い退職給付の給付算定基礎額残高通知書」を圧着ハガキでお送りしています。

前年度末	①標準報酬月額	②付与率	③給付算定基礎額	
4月	280000	4.200	2.1	4,224.89
5月	280000	4.200	2.1	4,267.10
6月	602000	9.030	2.1	4,399.82
7月	280000	4.200	2.2	4,442.04
8月	280000	4.200	2.2	4,484.26
9月	280000	4.200	2.2	4,526.48
10月	280000	4.200	0	4,568.68
11月	280000	4.200	0	4,610.88
12月	602000	9.030	0	4,700.78
1月	280000	4.200	0	4,742.78
2月	280000	4.200	0	4,784.78
3月	280000	4.200	0	4,826.78

給付算定基礎額残高通知書

令和2年4月～令和3年3月
合計 1,500円
令和2年4月～令和2年9月 0.06%
令和2年10月～令和3年3月 0.00%